

公安委員会 説明資料No. 1	「犯罪被害者等給付金の支給等による 犯罪被害者等の支援に関する法律施行 令の一部を改正する政令案」について	令和6年6月6日 長官官房
--------------------	---	------------------

## 1 概要

令和5年8月から本年4月までの間、警察庁において開催した「犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会」の取りまとめにおいて、犯罪被害給付制度の見直しが提言されたことを踏まえ、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令（昭和55年政令第287号）の一部改正を行うもの。

## 2 改正の内容

### (1) 各基礎額の最低額の引上げ

他の公的給付等制度における支給最低額と同水準の支給を行うことができるよう、遺族給付金、休業加算額及び障害給付金の算定の際に用いる遺族給付基礎額、休業加算基礎額及び障害給付基礎額の最低額を、それぞれ一定水準まで引き上げる。

遺族給付基礎額：最低額3,200円を6,400円に引上げ

休業加算基礎額：最低額2,200円を3,200円に引上げ

障害給付基礎額：最低額3,600円を5,900円に引上げ

### (2) 遺族給付基礎額算定における加算額の新設

犯罪被害者が亡くなったことによる収入途絶以外に、遺族自身に生じる影響を踏まえ、遺族給付金の支給を受けるべき遺族が犯罪被害者の配偶者、子又は父母であった場合、遺族給付基礎額の算定に当たって一定額（4,200円）を加算する。

## 3 意見公募手続の実施結果

4月26日（金）から5月25日（土）までの間、意見公募手続を実施した結果、14件の御意見が寄せられた。

## 4 今後の予定

6月11日（火） 閣議

6月14日（金） 公布

6月15日（土） 施行

## 1 経緯

平成25年1月の日越首脳会談において開催に合意。同年11月の第1回協議（於：ハノイ）以降、平成30年まで毎年両国において交互に開催。

その後、新型コロナウイルスの世界的な流行により中断するも、令和5年3月の第7回協議（於：ハノイ）より再開。

日・ベトナム両国の警察分野での連携を強化するため、双方が関心を有する治安課題について意見交換等を実施。

## 2 日程及び開催場所

令和6年5月28日（火） 東京都内

## 3 出席者（代表）

日本側：楠警察庁次長

ベトナム側：フン公安副大臣

## 4 協議結果等

### (1) 協議の議題

- ・ 来日ベトナム人犯罪等対策
- ・ サイバー犯罪対策

### (2) 協議結果

- ・ 来日ベトナム人犯罪や国境を越える組織的詐欺等の取締りのため、日越双方の実務者間での情報交換を一層進めるなど、連携を強化することで一致。
- ・ サイバー犯罪対策について、研修等を通じ更なる連携強化を図ることで一致。また、ベトナム発のマンガ海賊版サイト撲滅に向けた対策の重要性について認識を共有し、連携して取り組むことで一致。

### (3) 協力覚書

今次協議の機会を捉え、警察庁長官とベトナム公安大臣との間で協力覚書を作成・署名。公安副大臣による警察庁長官表敬に際し、協力覚書の交換式を行った。

## 5 次回の開催

第9回協議は、ベトナムにおいて開催予定。

## 1 申請及び裁定の状況

## (1) 申請の状況

区分	3年度	4年度	5年度	前年度比
申請に係る被害者数 (申請件数)	381 (443)	375 (445)	419 (479)	+44 (+34)
遺族給付金 (申請件数)	118 (180)	139 (209)	141 (201)	+2 (-8)
重傷病給付金	156	134	162	+28
障害給付金	107	102	116	+14

## (2) 裁定の状況（当該年度以前の申請分を含む）

区分	3年度	4年度	5年度	前年度比
裁定に係る被害者数 (裁定件数)	334 (396)	403 (477)	372 (439)	-31 (-38)
支給裁定 (裁定件数)	288 (347)	368 (441)	337 (403)	-31 (-38)
遺族給付金 (裁定件数)	110 (169)	138 (211)	143 (209)	+5 (-2)
重傷病給付金	110	129	108	-21
障害給付金	68	101	86	-15
不支給裁定 (裁定件数)	46 (49)	35 (36)	35 (36)	0 (0)

- 裁定までに要した期間は平均約8.6か月・中央値約4.6か月
- 1年以内の裁定は78%

## (3) 仮給付の状況

仮給付決定に係る被害者数 (決定件数)	18 (19)	28 (29)	41 (44)	+13 (+15)
------------------------	------------	------------	------------	--------------

- 仮給付決定に係る被害者数、件数はいずれも増加

## 2 不支給裁定の理由

(単位：人)

犯罪被害に該当しなかった	18
親族間犯罪であった	2
被害者に帰責性があった	2
遺族給付金の申請者が第一順位遺族ではなかった	1
給付金の算定額を上回る労災補償、損害賠償等の受領が判明した	12
合計	35

## 3 支給裁定額の状況

(単位：千円)

区分	裁定額	前年度比	平均	前年度比	最高額
遺族給付金	1,010,994	-15,417	7,070	-368	25,946
重傷病給付金	32,723	-2,131	303	+33	1,200
障害給付金	340,039	-83,166	3,954	-236	27,072
裁定総額	1,383,756	-100,714			

(\*千円未満四捨五入)

- 減額裁定に係る被害者数は74人（前年度比-4人）

## 4 国家公安委員会に対する審査請求の状況

- 請求 3件（前年度比-4件）
- 裁決 4件（前年度比-4件）
- ※裁決の内訳（棄却4件）